

# 業務指示書

## ザンビア国南部地域送電網整備事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月3日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年6月8日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力セクターにかかる調査業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/系統計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：系統計画に係る調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備】

- 1) 類似業務の経験：変電設備に係る調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ザンビア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送電設備 1】

- 1) 類似業務の経験：送電設備に係る調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6. プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託：気象調査、地形・地質調査、EIAの実施補助
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(ZMW1 = 16.130 円 , US\$1 = 118.96円 , EUR1 = 131.21 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/系統計画  
変電設備  
送電設備 1

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.95 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月29日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ザンビア国南部地域送電網整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/系統計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 送電設備 1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ザンビア共和国は近年の経済成長に伴い、2005年以降、電力需要が毎年3～4%の割合で増加しており、2014年ではザンビア国内のピーク時電力需要2,200MW強に対し発電設備容量は約1,870MW程度に留まるなど、需給が逼迫している。同国政府が策定した2030年までの開発シナリオ（Vision30）において、2030年にはピーク時電力需要は4,000MWから5,406MWと想定されており、右電力需要を賄うため、新規の電源開発を複数計画している。第6次国家開発計画（2011年～2016年）では、電力セクターの重点プログラムとして「発電及び送配電網インフラの開発（拡大・増強）」を定めているが、送変電設備については適切な設備更新や増強が行われておらず、送電システムの電圧の不安定さ、高い送電損失率等の問題を抱え、電力の安定供給が課題となっている。

ザンビア政府はJICAが支援したザンビアの電力開発マスタープランに基づき、同国の電力供給の安定化、新規電源開発の促進及び国際電力融通の拡大を見据えて、「南部地域送電網整備事業」（以下、「本事業」という）の実施を我が国に要望している。

本件は、上記の経緯を踏まえ、上記事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業名

南部地域送電網整備事業

#### (2) 事業目的

本事業は、ザンビア南部地域における送電線の新設及び関連変電所の新設・改修・増強を行うことで、電力の安定供給を図り、もって当国の経済活性化及び今後想定される南部アフリカ地域の国際電力融通に寄与するもの。

#### (3) 事業概要

##### 1) 既設変電所の改修・増強

(カフエ・ウエスト、ムズマ、リビングストーン、カフエ・タウン、マザブカ)

##### 2) 変電所の新設

(チョマ)

##### 3) 送電線の新設

①カフエ・ウエスト～リビングストーン区間（330kv、348km）

②カフエ・タウン～マザブカ区間（132kv、58km）

③ムズマ～チョマ区間（132kv、30km）

##### 4) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）

#### (4) 対象地域

南部州リビングストーン市～ルサカ州カフエ市

#### (5) 実施機関

ザンビア電力供給会社 (ZESCO LTD.)

#### (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・ザンビア国電力開発マスタープラン調査 (2010年2月)
- ・ザンビア国電力開発政策アドバイザー (2012年8月～2014年11月)

### 3. 業務の目的

本事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があることに留意し、ザンビア側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

#### (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- a) 事業実施妥当性検証と事業対象の選定
- b) 調達・施工方法
- c) 事業費
- d) 事業実施機関の実施能力
- e) 操業・運営／維持・管理体制
- f) 運用・効果指標（温室効果ガスの削減効果含む）

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

#### (3) 本邦技術の活用

本事業において活用することが見込まれる本邦技術について検討し、その結果を

JICA に報告するとともに、活用可能性についてザンビア国関係機関とも十分に協議・調整を行うこととする。

#### (4) 既存調査結果等の有効活用

JICA による「ザンビア国電力開発マスタープラン調査」等の既存の調査結果を十分に活用することとする。

また、JICA が実施予定の「南部アフリカパワープール情報収集確認調査」及びその他関連の調査の進捗を十分に踏まえ、調査の効率化を図ることとする。

#### (5) 電力需給予測と系統解析

本業務では、2010 年に策定された「電力マスタープラン」のレビューを行った上で、ザンビア系統の系統解析を行うこととする（動的安定度解析含める）。また、本事業は南部アフリカパワープール（Southern African Power Pool : SAPP）との国際電力融通が大きな影響を及ぼすため、この点についても検討すること。

#### (6) 環境社会配慮

ザンビアの環境影響評価関連法令によると、環境への影響に係る程度が大きいと見込まれるプロジェクトについては環境影響評価書の作成が要求されており、本事業も該当する可能性が高いため、本調査の結果が同報告書の作成に活用できるよう配慮する。また、ザンビア南部地域には国立公園や野生生物管理区があることから、送電線ルート選定においては丁寧な調査・検討を行うこととする。

なお、本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当するため、現時点ではカテゴリ A を想定している。

#### (7) 先行案件の進捗を踏まえた設計

本事業で想定している変電所の改修は、世界銀行支援により先行して改修することが予定されている。本事業の設計においては、世界銀行支援による設計に関する情報を積極的に収集するとともに、本事業による改修も視野に入れて、最適な設計となるよう、実施機関へ積極的に働きかけて設計を進めること。

## 6. 業務の内容

上記「5. 調査実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。但し、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成、説明及び協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析

調査報告書等の関連資料・情報や関連データを整理・分析・検討し調査全体の方針、調査方法、作業工程、手順等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で収集する必要がある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップする。

## 2) インセプション・レポートの作成、説明及び協議

上記1)の基本方針やファイナル・レポートの目次案等で構成されるインセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。提出時期の設定に当たっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保する。

現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、ザンビア側関係機関に対し、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項等を説明・協議し、基本的了解を得る。

## (2) 調査内容

### 1) 事業の必要性・電力需要など背景の確認

- ① ザンビアの電力系統の電源開発及び送電計画に係る現状調査
- ② 既存の JICA 及び他ドナー等による調査のレビュー（「ザンビア国電力開発マスタープラン調査」及び「ザンビア国南部地域送電網に係る情報収集・確認調査」の報告書内容のレビュー及び最新情報の収集。世銀などの他ドナーが対象地域で実施している送電網整備事業の進捗及び支援状況の確認）
- ③ ザンビアの産業発展を考慮した、将来の電力需要予測の確認
- ④ 上記を踏まえた南部地域の電力供給安定化のための施策及び本事業全体の必要性・妥当性の確認
- ⑤ 対象地域内の本邦企業の活動状況の確認
- ⑥ ザンビア国内の電力設備の仕様・設計、採用基準の確認
- ⑦ 将来の開発、需要予測を考慮した系統解析の実施
- ⑧ SAPP との国際連系における融通計画の調査・確認（国際連系が送電線スペックへ及ぼす影響の検討）

### 2) 事業概要の確認

- ① 事業スコープの策定
- ② コスト積算、同国における類似工事との比較、コスト縮減策の検討
- ③ 事業実施スケジュールの策定、関連事業計画との整合性の確認
- ④ 調達・施工方法に係る提案（コンサルティング・サービス含む）
- ⑤ 事業実施体制の確認（実施機関の技術面・財務面の実務能力及び事業実施体制の確認・分析）
- ⑥ 本事業の運営・維持管理体制の確認
- ⑦ 環境社会配慮に係る評価実施支援（環境影響評価書及び住民移転計画の作成支援）
- ⑧ 本邦技術の活用を検討及び提案（低損失（低ロス）電線導入によるコストベネフィット分析含む）
- ⑨ 事業の運用・効果指標並びに定性的効果に係る分析及び指標の提案
- ⑩ 基本設計の作成（送電線ルート図の作成、鉄塔の一般図の作成、鉄塔基礎図の作成、変電所の設計等）
- ⑪ 送電ルートの地質調査

### 3) 事業実施スケジュール

上記(2)2)③の実施スケジュールの検討にあたっては、事業実施方法の検討を

踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICAの様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIAの作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

#### 4) 本事業の概略事業費の概算

上記(2)2)②の事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### ① 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利
- e. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- f. その他（融資非適格項目）
  - ① 用地取得・補償等
  - ② 関税・税金
  - ③ 事業実施者の一般管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

##### ② 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

##### ③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

##### ④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### ⑤ 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途 JICA が指示する様式にとりまとめ、提出する。

#### 5) 本事業の評価

上記(2)2)⑨の調査項目実施に当たっては、以下の内容を含むこととする。本事業を(a)定量的効果、(b)定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、定量指標（運用・効果指標）を選定してザンビア側関係機関に提示、定量的・定性的指標の設定に必要な情報・データを入手した上で指標項目及びその目標値についてザンビア側関係機関と協議し、ベースライン値と事業完成2年後を目途に目標値

を設定する。目標値設定に当たっては、目標値の根拠及び値の妥当性についてもザンビア側関係機関と協議、確認する。将来事業評価を実施するに当たっての留意事項についても整理してザンビア側関係機関に提示し、意見を求め、整理する。

また、定量的指標として受益者数、内部収益率（EIRR、FIRR）を算出すること。内部収益率の算出にあたっては、計算の基となる費用及び便益について、ザンビア側関係機関と、費用・便益項目、値（金額）、値の算出根拠を協議の上、将来的な資機材価格の変動、為替リスク等を踏まえた感度分析も行った上で内部収益率を算出する。

## 6) 本事業実施方針の策定

上記(2)2)④の調査項目実施に当たっては、以下の内容を含むこととする。

(ア) 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法(案)」として、別途 JICA に提出する。

### ① ザンビアにおける類似事業の調達事情

- ア 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- イ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
- ウ 現地施工業者の一般事情（実績、所要する建設機材等）
- エ 鋼材、セメント等必要な資材及び機材の調達事情 等

### ② 入札方法、契約条件の設定

- ア 契約約款、契約条件等の設定の基本方針 等

### ③ 施工業者の選定方針

- ア PQ: Pre-Qualification 条件の設定
- イ LCB: Local Competitive Bid の採否
- ウ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- エ 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限 等

### ④ 契約マネジメント

- ア 施工中の設計変更への対応等、契約マネジメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。

(イ) 施工管理中の安全対策について留意点を検討・整理する。その際ザンビアの関連法・基準を確認すると共に、ザンビア関係機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行う。

## 7) 事業実施・運営維持管理体制

上記(2)2)⑤の調査項目実施に当たっては、以下の内容を含むこととする。

(ア) 事業実施体制

ザンビアで実施されている当該類似業務の実施体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

### ① 事業実施体制の確認（PMU: Project Management Unit の設立等）



- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 実施機関の財政・予算状況
- ④ 実施機関の技術水準
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

（イ） 維持・管理体制

電力供給設備の運営・維持管理は従来、ZESCO が実施しており、既存設備も ZESCO が施設の維持管理を行っている。本事業実施により送変電設備を整備した後の維持・管理体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 維持・管理体制の確認
- ② 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 維持・管理機関の財政・予算状況
- ④ 維持・管理機関の技術水準
- ⑤ 維持・管理機関の実績

8) コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記（2）2）④で掲げるコンサルティング・サービスの実施計画案の策定に当たっては、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容（TOR 案）とその規模（M/M）について、コストブレイクダウンを提案する。TOR には、詳細な業務内容、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づく必要な記載事項等を含める。

9) 環境社会配慮に係る調査の実施

（ア） 上記（2）2）⑦の調査項目実施にあたっては、以下の内容を含むこととする。本事業は、JICA 環境ガイドライン上、カテゴリ A に該当することが想定されるため、JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「環境社会配慮カテゴリ-B 案件報告書執筆要領」を参考にする。また、ザンビア側関係機関等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

（イ） 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ② 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - I. 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、情報公開等）に関連する法令や基準等（JICA 環境ガイドラインとの整合性を確認）
  - II. 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
- ③ 上記状況確認等に基づくスコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）案の作成

- ④ 環境や社会に対する影響の予測・評価及びモニタリングに必要なデータの収集
- ⑤ 影響の予測・評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討
- ⑦ モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）案の作成支援
- ⑧ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

- (ウ) 本事業にあたっては、非自発的住民移転を伴う用地取得は必要ないことを想定しているものの、もしこれらが必要となった場合に、住民移転計画の作成、環境助言委員会への対応等が必要になる可能性があることから、本調査において、想定される住民移転の規模を把握し JICA と協議すること。
- (エ) ザンビアにおける環境許認可制度と国家投資審査制度を踏まえ、我が国円借款として実施するために必要な環境等に係る許認可取得のスケジュールを検討する。

#### 10) インテリム・レポートの作成、説明及び協議

第一次現地調査の結果を踏まえてインテリム・レポートとして取りまとめる。インテリム・レポートについては、ドラフトを作成し、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、ザンビア側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

#### 11) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

第二次現地調査の結果を踏まえてドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。ドラフト・ファイナル・レポートについては、ドラフトを作成し、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、ザンビア側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフトの提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

#### 12) ファイナル・レポートの作成、説明及び協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対するザンビア側関係機関のコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に説明及び協議を行い、JICA からのコメントを反映させ、最終版を作成、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は 4) ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

#### 1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画 等

- 提出時期：調査開始後半月以内  
部 数：和文10部、英文10部（簡易製本）
- 2) インテリム・レポート  
記載事項：基礎情報の整理、サイト状況調査、概略設計等の調査結果の中間報告、次期現地調査での検討事項 等  
提出時期：調査開始2ヶ月以内を目処  
部 数：和文10部、英文10部（簡易製本）
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート（簡易製本）  
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）  
提出時期：調査開始5ヶ月以内を目処  
部 数：和文10部、英文10部（簡易製本）
- 4) ファイナル・レポート  
記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）  
提出時期：ドラフト・ファイナル・レポートに対するザンビア側コメント提出から1ヶ月以内  
部 数：和文10部、英文10部（製本）、CD-R5部

## (2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICAの定める様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA アフリカ部に提出する。

## (3) その他の提出物

### 1) 議事録等

先方実施機関等との各調査報告・説明・協議に係る議事録(M/M)を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び本調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちにJICAに提出すること。JICAザンビア事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料をJICAに提出すること。

### 2) 調査業務報告書

JICAの定める規定により、業務従事月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までにJICAアフリカ部に提出する。

### 3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細をJICAアフリカ部に提出する。

### 4) デジタル画像集

本事業実施前と円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真をJICAアフリカ部へ提出する。

### 5) 調達方法(案)

上記6(6)に基づく「調達方法(案)」をJICAアフリカ部に提出する。

## 6) コスト縮減検討

概略事業費の算出にあたっては、以下の(ア)～(エ)を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAと協議し、別途JICAが指示する様式にとりまとめ、JICA アフリカ部に提出する。

### (ア) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

- ・ 施工方法にかかる最適化：標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。
- ・ 施工技術にかかる最適化：標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。
- ・ 契約方式にかかる最適化：標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

### (イ) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

### (ウ) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、コンサルタントが従来どおり検討して作成する事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

### (エ) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において先方実施機関と十分に協議し、検討することとする。

## 7) リスク管理シート

開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、事業実施段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応先の策定を行う必要がある。

このため、リスク事項の特定および検討を促進することを目的に、別添「Risk Management Framework」に記載の上、JICA アフリカ部に提出する。

- 8) 各調査報告書表紙裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 9) 各調査報告書には、その内容を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果概要を3～5ページ程度にまとめ、本文と色違いで和文要約、英部サマリーの冒頭に挿入すること。
- 10) 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れすぎないように、適切なコストダウンを図ること。
- 11) 報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫すること。
- 12) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、ネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、適切な表現かつ読みやすいものとする。
- 13) 報告書で引用した統計、資料、数値等については必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2015年7月中旬より業務を開始し、2015年10月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2016年9月中旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2016年11月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 26.5M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、その理由と共にプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/系統計画 (2号)
- 2) 電力需要予測
- 3) 系統解析
- 4) 電力土木
- 5) 変電設備 (3号)
- 6) 送電設備1 (3号)
- 7) 送電設備2
- 8) 環境社会配慮1
- 9) 環境社会配慮2
- 10) 経済・財務分析
- 11) 施工・調達計画/積算

#### 4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

- (1) 気象調査
- (2) 地形・地質調査
- (3) EIAの実施補助

上記業務にかかる経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。このため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

## 5. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置及び現地調査への同行

(2) 現地調査に係る立ち入り許可証の発行及び団員の移動に係る必要な支援

※プロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないため、必要経費を本見積もりに計上する。

## 6. 配布・貸与資料

(1) 配布資料

1) 環境社会配慮カテゴリ-B 案件報告書執筆執務要領

2) 「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）

3) Risk Management Frame Work

4) カウンターパートに対する旅費等手当支給基準（ザンビア事務所）

(2) 貸与資料

次の資料については、アフリカ部アフリカ第三課（03-5226-8279）にて貸与する。

1) 実施機関作成資料（ビジネスプラン）

2) ザンビア国電力開発マスタープラン調査報告書

3) ザンビア国南部地域送電網に係る情報収集・確認調査報告書（抜粋）

## 7. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、本見積もりに計上すること。

## 8. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施及び事業終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること

2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）

3) JICAが事前に承認していること

4) C/P機関からの申請書を取り付けていること

経費については、配布資料の「カウンターパートに対する旅費等手当支給基準」に基づき、分けて見積もることとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAザンビア事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時

の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以 上